

特定業務委託契約受注者 様

特定契約に該当する契約案件の作業報酬台帳の提出方法について

本市発注の業務委託につきましては、日頃から御協力をいただきありがとうございます。

川崎市契約条例第7条の規定（いわゆる「公契約」）に該当する特定業務委託契約（指定管理者との協定は除く。）の作業報酬台帳については、次の提出方法等に則り御提出をお願いいたします。

提出方法等

提出方法	電子メール（容量が足りない場合はCD-ROM）
提出先	業種：建物清掃、屋外清掃（契約課契約の案件） <u>財政局資産管理部契約課宛て</u> に提出 メールアドレス 23keiyak@city.kawasaki.jp
	業種：警備（人的警備、駐車場管理）、施設維持管理、電算関連業務（データ入力）、給食調理業務 <u>業務担当課宛て</u> に提出 （送付先については、各発注担当課に御確認ください。）
データ形式	<u>エクセルデータ</u> （PDF 不可）
件名（記載例）	【公契約：契約番号〇〇〇〇】R7〇〇業務委託の作業報酬台帳の提出（〇回目）
その他	・月ごとにシートを分けること。 ・下請事業者がいる場合、元請事業者が取りまとめた上で、提出すること（1業者1ファイルで作成）。 ・台帳を提出する際は、<u>送付する宛先について十分注意</u>すること。 ・CD-ROMにより台帳を提出する場合は、郵送又は持参すること。

（参考）川崎市契約条例第7条に該当する特定契約とは、次のとおりです。

1 特定工事請負契約（第7条第1項第1号）

予定価格6億円以上の工事請負契約

2 特定業務委託契約（第7条第1項第2号）

予定価格1,000万円以上の業務委託契約のうち、警備（人的警備、駐車場管理）、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務（データ入力）、給食調理業務の業種で発注するもの（給食調理業務は、平成28年4月以降に契約を締結した案件から対象）。

特定契約における作業報酬台帳の作成・提出については、川崎市契約条例第8条に基づき受注者の義務とされているものです。

期限までに提出しない等、本市から指導を行ったにもかかわらず、台帳の提出がなされない場合は、本契約を解除するとともに指名停止措置を講ずることができますとされています。

なお、作業報酬台帳を作成する際には、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」の「特定契約（公契約）に関する情報」に掲載の「「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引」（P 8以降記載）又は、「対象労働者の作業報酬台帳（第1号様式）の作成について」を御参照ください。

川崎市財政局資産管理部契約課担当

電話（044）200－3695

FAX（044）200－9901

mail：23keiyak@city.kawasaki.jp